

タクシーチケットの使用状況調査結果について

東京都においては、タクシー使用の透明性を確保する観点から、平成 8 年にクーポンから「東京都タクシーチケット券」へ使用方式を見直し、緊急用務や深夜帰宅など職務上の必要に基づいて使用することを徹底してきました。

今般国において、タクシー使用に際しての金品の受領等が問題となったことから、都においても改めてタクシーの使用状況について調査を実施し、このたびその結果をとりまとめましたのでお知らせします。

調査結果の概要

【調査対象】

平成 19 年度にタクシーチケットを使用した実績がある職員
(都庁全部局を対象 (警視庁、消防庁を除く。))

(参考) 都の 19 年度組織規模・職員定数

- ・部 署 数 26 局、295 部(室)、1,342 課、3,464 係
- ・19 年度定数 47,433 人

(知事部局 27,334 人、公営企業 15,076 人、教育庁 5,023 人(教員を除く。))

【調査方法】

19 年度にタクシーチケットの使用実績がある職員を対象とした自己申告調査
所属長による 19 年度支出関係書類の点検
自己申告調査及び支出関係書類の点検に基づく職員からの聞き取り

【調査結果】

タクシーチケットの使用総額 約 4 億 1,478 万円
自己申告調査書の提出数 6,407 人

(、 ともに、緊急の交通手段、物品運搬など、深夜帰宅以外の業務利用分を含む。)

金品の受領等

- ・現金、金券を受領したことのある者 なし
- ・アルコール類の提供を受けた経験のある者 29 人

調査の詳細

1 調査の概要

- ・今般、国においていわゆる「居酒屋タクシー」問題が発覚したことを受け、都においてもタクシーチケットの使用状況について調査を実施しました。
- ・調査の実施にあたっては、精度を高める観点から、タクシーを使用した本人からの申告に加え、支出関係書類の点検を行うなど、可能な限り多面的な確認を行い、より客観性を高めました。
- ・これらを踏まえ、本人からの聞き取り、及びタクシー事業者組合への確認を行い、調査結果としてまとめました。

2 調査対象

- ・全 26 局（知事部局、公営企業局及び教育庁（警視庁、消防庁を除く。））
- ・平成 19 年度中にタクシーチケットの使用実績がある職員で、原則として調査日（6 月 19 日）現在在職している者

（参考） 都の 19 年度組織規模・職員定数

- ・組織規模 26 局、295 部、1,342 課、3,464 係
- ・職員定数 47,433 人
（知事部局 27,334 人、公営企業 15,076 人、教育庁 5,023 人(教員を除く。)）

3 調査方法

（1）自己申告調査

平成 19 年度にタクシーチケットを使用したことのある職員に調査票を配布し、特定のタクシー運転手の呼び出し、現金・金券の受領、アルコール類の提供、贈答品等の提供、についてそれぞれ有無を確認

（2）支出関係書類の点検

「同一タクシーを連続して使用していないか」、「支払い金額等に著しく不自然な点がないか」、の視点に基づき、所属長が支出関係書類 を点検

（3）職員への確認

「自己申告調査による申告があった職員」、「支出関係書類の点検の結果、内容について確認の必要がある職員」について、事実関係確認のため、所属長がヒアリングを実施

（ 支出関係書類：請求書、支出原義、チケット本券など）

4 調査結果

(1) タクシーチケットの使用状況

チケット使用総金額	約 4 億 1,478 万円	実績額	注
自己申告書提出者数	6,407 人	タクシー使用者数	

注：深夜帰宅以外に、荷物運搬、緊急の交通手段など、全ての用途を含む。

(2) 調査の結果

- ・現金を受領したことがある 0 人
- ・金券類を受領したことがある 0 人
- ・アルコール類の提供を受けたことがある 29 人
- ・特別の贈答品等を受領したことがある 0 人

(3) アルコール類の受領状況

- ・アルコール類の提供を受けたことがある者 29 人

(回数別人数内訳)

回数	人数(人)
20 回以上	4
10 回以上 20 回未満	9
1 回以上 10 回未満	16
合計	29

(4) アルコール類の提供を受けた主な経緯

- ・道順を案内しなくても済むことから、複数回呼び出しているタクシーで、「他のお客様にも出している一般的なサービスだ」と言われ、提供を受けた。
- ・使用した個人タクシーの運転手から名刺を渡され、その後残業による深夜帰宅の際電話したところ、別の運転手を紹介され、乗車時にサービスとして渡された。
- ・たまたま乗車したタクシーで、サービスということで勧められた。

5 今後の対応

今回の調査により、現金や金券類の受領は無かったものの、一部の職員がアルコール類の提供を受けていた事実が判明しました。公費によるタクシー使用に際しては、都民の信頼を損ねることのないよう、今後以下の対応を行います。

(1) 処分等の検討

アルコール類の提供を受けていた事実が判明した職員については、引き続き個別の状況を具体的に調査し、処分等を含め厳正に対処

(2) 服務規律の遵守について、職員に徹底周知

タクシー運転手から一切の金品の提供を受けないこと、特定タクシーの呼び出しをしないことを全職員に文書で通知

(3) 深夜に及ぶ勤務の縮減

業務の改善・効率化、パソコンの強制シャットダウン、全庁一斉定時退庁日の更なる徹底など、様々な超過勤務縮減策を実施